

# 労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱

平成 26 年 7 月 18 日  
厚生労働事務次官決定  
(平成 27 年 4 月 10 日一部改正)  
(平成 28 年 2 月 1 日一部改正)  
(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)  
(令和 3 年 12 月 6 日一部改正)

## (通則)

第 1 条 労災疾病臨床研究事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の規程によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第 2 条 この補助金は、次の各号に規定する研究について補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- (1) 多くの労働現場で発生している疾病及び産業構造・職場環境の変化等に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病並びに今後、勤労者への健康影響が危惧される要因に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速かつ適正化等に寄与する研究
- (2) 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究
- (3) 過労死等防止対策推進法に基づく調査研究

## (定義)

第 3 条 この要綱において「研究類型」とは、次の各号に掲げる研究の各類型をいう。

- (1) 一般公募型 労災補償行政における施策の推進のために重点的な取組が必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するものをいう。
- (2) 指定型 労災補償行政における施策の推進のために重点的な取組が必要な研究課題であって、優れた成果につながるものにするため、当該研究課題を実施する者を指定するものをいう。

2 この要綱において「公募研究課題」とは、前項第 1 号に規定する類型における研究課題をいう。

3 この要綱において「研究者等」とは、研究事業を行う個人又は法人であって、別に定める「労災疾病臨床研究事業費補助金交付要領」(以下「交付要領」という。)の要件を満たすものをいう。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、別に定める「労災疾病臨床研究の事前評価の実施方法に関する指針」に基づき設置する労災疾病臨床研究事前評価委員会による審査を受けて採択された、研究者等が行う研究事業費を交付の対象とする。

(交付の対象経費及び算定方法等)

第5条 厚生労働大臣は、次の表の第3欄に定める研究を実施するために必要な経費のうち、第2欄に定める補助金交付の対象として厚生労働大臣が必要と認める経費(ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額が第2欄に定める経費に満たない場合は、当該満たない額)について、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、経費に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	5 研究類型	6 研究期間
労災疾病臨床研究事業	厚生労働大臣が必要として別に定める額	以下の①から⑤までの研究に関する別に定める直接研究に必要な経費及び研究に必要な間接経費 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病的判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業	10／10	一般公募型 指定型	左記3の①、②、④及び⑤ 3年以内 左記3の③ 5年以内

2 補助率及び研究類型は前項の表の第4欄及び第5欄のとおりとする。

3 研究期間は第1項の表の第6欄のとおりとする。

- 4 厚生労働大臣は、第1項の規定にかかわらず、法第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した者については、法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しない。ただし、当該違反の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。
- 5 厚生労働大臣は、第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合において当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の使用を共謀した者については、前項の規定により同項の当該者について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。
- 6 厚生労働大臣は、第1項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、偽りその他の不正により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他の不正を行い、若しくは共謀した者については、当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。
- 7 厚生労働大臣は、補助金交付決定取消事業が当該補助金交付決定取消事業を行った者と他の者が共同して行われたものである場合であって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他の不正により補助金の交付を受けた行為が、当該補助金交付決定取消事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に対し、第4項の規定を適用する。
- 8 厚生労働大臣は、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められた者（当該不正があったと認められた研究に係る論文等の内容について責任を負う者を含む。）又はその不正を共謀した者については、不正が認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で不正の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しない。
- 9 厚生労働大臣は、補助金の交付対象事業が、当該補助金の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であって、研究活動の不正があったと認められた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 10 厚生労働大臣は、第1項の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する競争的研究資金及び競争的研究資金以外の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を他の用途へ使用をした行為若しくは当該他の用途へ使用した行為の遂行を共謀した行為、競争的資金等の交付の対象となる事業に関して競争的資金等の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の处分に違反した行為又は偽りその他の不正により競争的資金等の交付を受け、若しくは当該偽りその他の不正を共謀した行為により、その行う事業について一定期間当該競争的資金等を交付しないこととされた者については、当該競争的資金等の交付の制限を受けた期間と同一期間、補助金を交付しないものと

する。

- 11 厚生労働大臣は、競争的資金等の交付対象事業が、当該競争的資金等の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であって、競争的資金等を他の用途へ使用した行為、競争的資金等の交付の対象となる事業に関して競争的資金等の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により競争的資金等の交付を受けた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものでなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に對し、前項の規定を適用する。
- 12 厚生労働大臣は、第1項の規定にかかわらず、競争的資金等の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められ、一定期間当該競争的資金等を交付しないこととされた場合には、当該事業を行った者若しくは共同して行った他の者又は当該不正を共謀した者に対しては、当該競争的資金等の交付の制限を受けた期間と同一期間、補助金を交付しないものとする。
- 13 厚生労働大臣は、第4項から前項までの規定により補助金を交付しないこととされた者を当該交付しないこととされた期間分担して研究を行う者とする事業を行う者については、当該交付しないこととされた期間、補助金を交付しないものとする。

(公募研究課題の課題等の設定及び公表)

第6条 厚生労働大臣は、毎年度、公募研究課題について、その研究課題、研究計画書の提出期間及びその他必要な事項を定め、公表するものとする。

(研究課題への応募)

第7条 公募研究課題に応募しようとする者は、別に定める様式による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。

2 公募によらない研究課題を実施しようとする者は、必要に応じ、別に定める様式による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。

(翌年度への継続手続)

第8条 研究事業を実施している研究者等が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き実施しようとするときは、厚生労働大臣に、別に定める様式による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。

(交付基準額等の決定及び通知)

第9条 厚生労働大臣は、労災補償行政に関する必要性を勘案し、補助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を決定し、補助金の交付予定者に対して、あらかじめ

通知するものとする。

(交付申請書の提出)

第 10 条 前条による厚生労働大臣の通知を受けた者は、別に定める様式による交付申請書を、厚生労働大臣に、その定める期限までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、研究事業に従事しようとする者が機関に勤務している場合には、別に定める様式による当該機関の長の承諾書を添えなければならない。

(交付の決定)

第 11 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項の申請書に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には、前条第 1 項の申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。

3 第 1 項の交付額は、100 万円を下らないものとする。

4 前条第 1 項の申請書が到達してから当該申請書に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、3 月とする。

(交付の条件)

第 12 条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。

(2) 交付を受けた補助金は、第 9 条の交付基準額等通知に記載の研究開始日以降の契約等に限り支出することができる。また、単年度限りの経費であり、その支出に当たっては、当該年度内に行わなければならないこと。

(3) 研究者等は、研究事業の遂行に当たり、遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成 27 年厚生労働省告示第 344 号)、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)等の研究に關係する指針等を遵守しなければならないこと。

(4) 研究事業に要する経費の配分の変更をしてはならないこと。また、研究事業に要する経費の費目の配分の変更をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(5) 第 10 条第 1 項の申請書の内容のうち研究事業の実施計画(当該事業の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。)を変更しようとする場合には、別に定める様式による事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(6) 研究事業が期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けること。

- (7) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上事業が遂行できなくなる場合には、第5号の申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (8) 研究事業に従事する者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、第10条第2項の承諾書を添えて、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (9) 研究者等の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (10) 研究事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (11) 研究事業により取得し、又は効用の増加した機械器具及びその他の財産（以下、「機械器具等」という。）でその価格が単価50万円以上のものについては、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (12) 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。
- (13) 研究事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従つて、その効率的運営を図らなければならないこと。なお、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものは備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上のものは資産として管理すること。
- (14) 研究事業に従事する者が、この補助金による研究の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付せることがあること。
- (15) 研究事業に従事する者が研究の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。
- (16) 法人が実施する研究事業において、当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別に定める消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならないこと。
- (17) 厚生労働大臣は、前号の報告を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付せることがあること。

(補助金の概算払)

第 13 条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条第 1 項の規定により承認された額の範囲内において概算払をすることができる。

(補助金の経理)

第 14 条 研究者等は、研究事業に要した費用について、他の経理と区分して収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、当該事業の完了後 5 年間保存しておかなければならぬ。ただし、研究事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならぬ。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対して報告若しくは前項の証拠書類の提出を求め、若しくは指導し、又は関係者に質問することができる。

(状況報告)

第 15 条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業の進行状況の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

第 16 条 研究者等は、当該年度における研究事業について、翌年度の 5 月 31 日（第 12 条第 10 号の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は当該事業の終了後 61 日が経過する日のいずれか早い日までに、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。なお、研究事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別に定める様式による事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

- 2 前項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書には、別に定める様式による研究報告書又は研究年度終了報告書を添えなければならない。
- 3 全部の終了に 2 以上の年度を要すると認められた研究事業の全部を終了したときは、研究者等は、第 1 項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書とともに、別に定める様式による総合研究報告書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

(補助金の額の確定等)

第17条 厚生労働大臣は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき補助金の額を確定し、研究者等に通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(研究報告書の公表)

第18条 厚生労働大臣は、第16条第2項の研究報告書又は同条第3項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。

(刊行の届出)

第19条 研究事業に従事する者は、当該事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載する場合には、補助金による事業の成果である旨を明記しなければならない。

2 研究事業に従事する者は、当該事業の完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷一部を添えてその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(特許公報等の届出)

第20条 研究事業に従事する者又は第12条第15号の規定により知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該事業で得られた成果に関する特許権等の知的財産権を得た場合には、研究者等は、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文言の写しを添えて、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(その他)

第21条 特別の事情により第5条、第10条及び第16条に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度厚生労働大臣が定めるものとする。